

1. 現代の日本における婦人の法的地位（憲法上，家族法上等）は高い。だが社会において（主に職業上），又家族にての婦人の位置づけはどうか。それについて考える。

2. ILO 100号条約，労基法にもとって現在職場での男女賃金格差は大きい。しかも企業側では，女子就業者に交替の容易な仕事を与え位置づけは低い。一方女子就業者自身年々増加するにも拘らず，多くは職業意識が低く一個の女性としての生活をふまえた独立性，自主性に乏しい。近年パートタイマーとして主婦の採用が目立って来たが，未婚婦人の腰かけ的職業観に相応したアルバイト意識で立向いその職業上の立場は又低い。婦人の能力が婦人自身の無自覚も伴って社会にて充分発揮されない時，家庭婦人への評価もそれに影響される。家事労働の評価についてはずいぶん争われる点であるが，最近の判例等には「軽労働として」考えている。職業人として婦人が十分に活動していない時点での低い格付けがなされているようである。家庭の中の婦人の地位は家族関係に現われ，職業上及び家庭婦人の社会での地位と共に，社会的，経済的，歴史的要素を背景にした生活文化の発展につながるものである。

3. 職業人としても，家庭婦人としても共に労働力の供給源たる婦人の重要な二つの役割りである。今日の位置づけの社会構造的な分析をしながら，婦人の実力を伸ばしうる未来への努力をしなければならない。